

様式第1号（第5条関係）

宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）補助金交付申請書

年 月 日

宇部市長様

宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について申請します。

1 申請者

申請者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		連絡先
<p><認定内容> ※該当するものに☑をご記入ください。</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 自己の意思で移住し、移住元の業務をテレワークにより継続</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 単身世帯 / <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯</p>			
(フリガナ) 世帯員の氏名	続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	宇部市における新たな 勤務先(学校)の名称と所在地
1		年 月 日 (歳)	
2		年 月 日 (歳)	
3		年 月 日 (歳)	
4		年 月 日 (歳)	
5		年 月 日 (歳)	

【次頁へつづく】

2 各種確認事項（該当するものに○を付けてください。）

別紙「補助金の交付申請に関する契約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」に係る個人情報の取扱いに記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、宇部市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施することについて	A. 実施する	B. 実施しない

※各種確認事項のB. に○をつけた場合は、補助金の交付対象になりません。

3 移住元に関する要件（以下2項目に該当すること）

転入する直前10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと

転入する直前までに、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

※ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

●直前10年間の住民票上の住所及び居住期間

（住所及び期間）

（住所及び期間）

（住所及び期間）

4 移住先に関する要件（該当するものにチェック又は記入してください。）

山口県において、やまぐち創生テレワーク移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

【次頁へつづく】

(移住後の生活状況)

勤務先部署	
勤務先所在地	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

【添付書類】

- (1) 移住後の補助対象者を含めた世帯員の住民票の写し。
- (2) 移住元の補助対象者を含めた世帯員の住民票の除票の写し等。(移住元での在住地、在学期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、補助対象者を含めた世帯員の移住元での在住地を確認できる書類。第3条第1項の要件を具備しないときは、戸籍の除附票その他の必要な書類を含む。)
- (3) 出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を証明する者の写し。(外国人の場合に限る。)
- (4) 卒業証明書等、在学期間や卒業校を確認できる書類。(東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の大学等へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の企業等へ就職した者の場合。)
- (5) 補助対象者の就業証明書(様式第2号)
- (6) 補助対象者を含めた世帯員(18歳未満の者を除く。)の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等の滞納がないことの証明書(移住元が発行する場合を含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助金の交付申請に関する契約事項

1 「宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」に関する報告及び立入調査について、宇部市及び山口県から求められた場合には、それに応じます。

また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

2 以下の場合には、「宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）交付要綱」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業実施要領」に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

(1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 補助金の申請日から3年未満に宇部市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 「宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に宇部市以外の市区町村に転出した場合：半額

「宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」に係る個人情報の取扱い

「宇部市移住支援事業（やまぐち創生テレワーク）」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、宇部市及び山口県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。